

# 電子申請のご案内

手続名：特別の法人の行う無料職業紹介事業の事業報告書の提出

本手続の電子申請につきましては、以下にご留意の上、提出して頂きますようお願いいたします。

## 1 申請方法

- (1) 本手続は、画面に表示された操作の手順に従って、申請を行ってください。詳しい操作方法等については、e-Gov 電子申請システムご利用の手順とご注意等をご覧ください。
- (2) 本手続の報告書には電子署名を付与する必要がありますので、「3 電子署名について」をご覧ください。必要の電子署名を付与してください。
- (3) 本報告書の提出先は、法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局需給調整担当です。
- (4) 事業報告書の送信後、報告書の内容等について担当者より電話等によりお問い合わせをすることがありますので、予めご承知おきください。また、e-Gov 電子申請システムのコメント一覧に、担当者からの連絡事項等を表示することがあります。その際は、e-Gov 電子申請システムより電子メールが送付されますので、内容をご確認ください。
- (5) 電話等によるお問い合わせだけでは、事業報告書の記載内容の事実確認ができないと担当者が判断した場合は、都道府県労働局等にご来所いただく場合がありますので、その場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- (6) 報告書に不備がある等の理由により受理できない場合は、補正指示を通知いたしますので、必要に応じて再提出を行ってください。  
なお、審査が終了すると、e-Gov 電子申請システムより電子メールが送付されます。

## 2 報告書の入力について

- (1) 報告書の入力する文字について
  - イ 年月日など数字のみで記入するものは、半角で入力してください。
  - ロ 外字（1バイト文字：JISX0201、2バイト文字：JISX0208（漢字については、第1水準漢字、第2水準漢字）以外の文字）は使用しないでください。
- (2) 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに入力することとし、事業所の数と同じ回数だけ電子申請を行ってください。
- (3) 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとします。
- (4) 平成26年4月（平成25年4月～平成26年3月にかかる報告）以降の報告については、下記リンクのリーフレットをご参照の上、ご記入をお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyusyoukai/syokugyousyoukai.html>

### 3 電子署名について

この手続を電子申請により行おうとする場合は、次の表に従い、必要な電子署名を申請書に付与してください。

必要な電子署名	必要条件	留意事項
申請者の電子署名	必須	申請者が法人の場合は、法人の代表者の電子署名を付与してください。
社会保険労務士の電子署名	社会保険労務士が申請書の作成、事務代理又は提出代行を行う場合	※申請書の余白又は別紙に、作成年月日の記載、社会保険労務士の名称を冠した記名等を行ってください。

なお、電子署名を付与する場合には、次の区分に従って、署名者の種類により該当する電子証明書を使用してください。

	署名者の種類	例	使用して頂く電子証明書	該当する電子証明書
1	法人の代表者・職員として署名を行う場合	事業主、事業主の代理人 事業協同組合、労働保険事務組合（事業協同組合である場合）、労働組合（法人である場合）等の代表者金融機関等	法人（事業所）名、法人（事業所）の所在地、役職名、氏名の記載された電子証明書	電子認証登記所（商業登記認証局）の電子証明書、日本認証サービス（株）（AccreditedSignパブリックサービス2）の属性型証明書
2	法人以外の団体の代表者・職員、個人事業主として署名を行う場合	個人事業主労働保険事務組合（1以外の場合）、労働組合（1以外の場合）等の代表者	団体等の名称、所在地、役職名、氏名の記載された電子証明書	日本認証サービス（株）（AccreditedSignパブリックサービス2）の属性型証明書 ※上記で指定する電子証明書を持たない場合は、以下の電子証明書で代用して頂いて差し支えありません。 公的個人認証による電子証明書 日本認証サービス（株）（AccreditedSignパブリックサービス2）のID型証明書 日本電子認証（株）AOSignサービスの電子証明書 （株）NTTアプライエ-Pro

				<p>batio PSサービスの電子証明書</p> <p>(株)帝国データバンクTDB電子認証サービスTypeAの電子証明書</p> <p>ジャパンネット(株)電子入札コアシステム用電子認証サービスの電子証明書</p> <p>日本商工会議所ビジネス認証サービスタイプ1の一般行政手続用電子証明書(タイプ1-E)及び電子入札コアシステム対応電子証明書(タイプ1-A)</p> <p>四国電力(株)よんでん電子認証サービスの電子証明書</p> <p>(株)ミロク情報サービスMJS電子証明発行サービスの電子証明書</p> <p>(株)中電シーティーアイCTI電子入札・申請届出対応電子認証サービスの電子証明書</p>
3	労働者、失業者等が個人として署名を行う場合	雇用保険の受給資格者、被保険者等	住所及び氏名が記載された電子証明書	<p>公的個人認証による電子証明書、日本認証サービス(株)(AccreditedSignパブリックサービス2)のID型証明書</p> <p>(株)ミロク情報サービスMJS電子証明発行サービスの電子証明書</p> <p>(株)中電シーティーア</p>

				イCTI電子入札・申請届出 対応電子認証サービスの 電子証明書
4	医師、弁護士 等の有資格者 として署名を 行う場合	診療に従事した医師、歯科 医師等	資格、住所、氏名が記載 された電子証明書	現在のところ、該当する 電子証明書を発行する機 関はありません。（※）
5	社会保険労務 士として署名 を行う場合	社会保険労務士	全国社会保険労務士会連 合会が発行した電子証明 書	全国社会保険労務士会連 合会が発行した電子証明 書

(※) 2又は4の署名者の場合は、使用して頂く電子証明書を発行している機関が現在のところありませんので、当面の間は、2又は4の場合であっても、3の場合と同様の電子証明書で代用して頂いて差し支えありません。